

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日は、その翌日)

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告示

字の区域の変更(二件) (地方課)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

保安林の指定の解除予定(二件) (森林保全課)

都市計画事業の認可(都市計画課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(二件)(〃)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)(〃)

◇選管告示

選舉管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による殿地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成四年八月二十五日現在の地番による。)
大字殿字権谷口	大字殿字権谷口の全域
大字殿字家上	大字殿字家上二〇一、二〇三と一体をなす国有地の一部
大字殿字石神	大字殿字家上のうち二〇一、二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大門字後山	大字大門字石神のうち六五一、六五二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大門字奥後山	大字大門字後山六五九の二の一部
大字大門字奥後山六六六の一の一部	大字大門字後山六六六の一の一部
大字大門字奥後山のうち六八一の一部及びこれと一体をなす国有地	大字大門字奥後山のうち六八一の一部及びこれと一体をなす国有地

## 鳥取県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による覚王寺地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年八月二十五日現在の地番による。）
大字覚王寺字大 平口	大字覚王寺字大平口の全域
	大字覚王寺字大平四七〇の二
大字覚王寺字大平	大字覚王寺字大平のうち四七〇の二以外の区域

## 鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る覚王寺地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る殿地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリウエ山マデ一〇三七の一（次の図

に示す部分に限る。)、字ジャ谷ヨリウヘ山マデ一〇三七の八、一〇三七の一ニから一〇三七の一五まで

の五・二の七(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

に示す部分に限る。)、字ジャ谷ヨリウヘ山マデ一〇三七の八、一〇三七の一ニから一〇三七の一五まで

## 二 保安林として指定された目的

### なだれの防止

### 解除の理由

#### 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 二 保安林として指定された目的

### 水源のかん養

### 解除の理由

#### ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助澤字川平四八三の四・四八三の一六(以上二筆国有林。)・四八三の二・四八三の一七・四八三の一八(以上三筆国有林。)次の図に示す部分に限る。)・大字助沢字川平四八三の二七・四九三の一三(以上三筆国有林。)・四八三の二八・四八三の三二・四八三の三五(以上三筆国有林。)次の図に示す部分に限る。)大字下蚊屋字大塔口一

## 鳥取県告示第百六十四号

都市計画(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 施行者の名称

淀江町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

淀江都市計画公園事業三・三・一号 大和公園

### 三 事業施行期間

平成四年二月十九日から平成八年三月三十一日まで

### 四 事業地

平成5年2月19日 金曜日

## 鳥取県公報

- 1 収用の部分 西伯郡淀江町大字中間字灘沖開外及び字灘沖開地内  
 2 使用の部分 なし

- 一 都市計画の種類及び名称  
 鳥取都市計画道路 三・五・六号大工町土居叶線  
 二 都市計画を変更する土地の区域  
 変更する部分

鳥取市富安一丁目及び興南町

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から淀江都市計画公園の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

## 鳥取県告示第百六十六号

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成五年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
 倉吉都市計画道路 三・五・九号東中学校公園線、三・五・八号新倉吉線及び三・六・一号河原町宮川町線  
 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
 1 三・五・九号東中学校公園線

変更する部分

倉吉市宮川町及び湊町

2

変更する部分

倉吉市宮川町

3

三・六・一號河原町宮川町線

変更する部分

倉吉市宮川町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第六号

平成五年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成五年二月二十二日（月）午前十一時  
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室  
 三 議題

1 選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等の改正について

2 平成五年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について